

平成13年3月26日  
長崎県警察本部訓令第22号  
最終改正 令和6年3月8日

長崎県警察職員の勤務時間等に関する訓令  
(趣旨)

第1条 長崎県警察職員（地方警務官を除く。以下「職員」という。）の勤務時間及び休日については、長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号。以下「条例」という。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年長崎県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(勤務時間の適切な管理)

第1条の2 所属長は、勤務管理責任者として、所属の職員の勤務時間を適正に把握するなど勤務時間を適切に管理するものとする。

2 各所属の警部の階級又は同相当職にある職員（警部の階級又は同相当職にある職員の配置がない係にあつては、所属長が指定した警部の階級以上にある職員）は、勤務管理補助者として、所属長を補佐するものとする。

(勤務制)

第2条 職員の勤務制は、通常勤務及び特別勤務とする。

2 通常勤務とは、条例第3条第1項の規定に基づき、日曜日及び土曜日を週休日とする勤務制をいう。

3 特別勤務とは、条例第4条第1項の規定に基づく勤務制で、次に掲げる毎日勤務及び交替制勤務をいう。

(1) 毎日勤務とは、交替制勤務以外の勤務で、曜日にかかわらず、週休日が指定される勤務制をいう。

(2) 交替制勤務とは、当番、非番及び日勤又は当番、非番及び週休日を繰り返す勤務制をいう。

(勤務制の指定)

第3条 次に掲げる職員の勤務制は、通常勤務とする。

(1) 職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年人事委員会規則第15号）第7条第1項の管理職手当の支給を受ける職員

(2) 前号に掲げる者のほか、育児又は介護を行う職員その他の職員で所属長が必要と認める者

2 特別勤務に従事する職員（以下「特別勤務者」という。）の勤務制は、別表第1のとおりとする。

(通常勤務者の勤務時間)

第4条 通常勤務に従事する職員（以下「通常勤務者」という。）の勤務日は、月曜日から金曜日までとする。

2 通常勤務者の勤務時間帯は、午前9時から午後0時まで及び午後1時から午後5時45分まで（以下「基本時間帯」という。）とする。

(通常勤務に従事する短時間勤務職員の週休日及び勤務時間)

第4条の2 所属長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に従い、条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）、条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の週休日及び勤務時間の割振りを行うものとする。

(1) 週休日及び勤務時間の割振りの基準となる期間（以下「割振り単位期間」という。）は、1週間とする。

(2) 週休日は、日曜日及び土曜日に加えて、更に指定することができる。ただし、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、日曜日及び土曜日に加えた日とする。

(3) 1週間当たりの勤務時間は、育児短時間勤務職員等にあつては地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項（同項第5号を除く。）に規定する時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては条例第2条第3項の規定により15時間30分から31時間までの範囲で別に定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては条例第2条第4項の規定により31時間までの範囲で別に定める時間とする。

2 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」と総称する。）の勤務時間帯は、午前9時から午後5時45分までの範囲内で所属長が定めるものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の勤務時間帯は、当該育児短時間勤務等の内容に従ったものとする。（フレックスタイム制）

第4条の3 職員は、条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振り並びに第4項の規定による週休日の設定及び勤務時間の割振り（以下「フレックスタイム制」という。）の措置を受けようとする場合は、4週間（令和2年5月31日を初日とする4週間及びこれに引き続く4週間ごとの期間をいう。以下この条、次条第1項第1号及び第5条の2第1項第1号において同じ。）ごとの割振り単位期間における初日の1週間前までに所属長に申告するものとする。

2 部長、首席参事官及び所属長（以下「部長等」という。）が、前項に基づく申告を行う場合は、本部長に対し行うものとする。この場合において、第4項及び第5項中「所属長」とあるのは、「本部長」と読み替えることとする。

3 フレックスタイム制を適用しない職員として規則第1条の2第1項に規定する職員は、育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員とする。

4 条例第3条第4項に規定する職員は、第1項の申告に併せて育児、介護又は障害の状況を所属長に届け出るものとする。この場合において、届出の内容に変更が生じたときは、職員は遅滞なく、その旨を所属長に届け出るものとする。

5 所属長は、条例第3条第4項の規定による申告について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

6 前項の規定は、第4項後段の規定による届出について準用する。

7 規則第1条の3及び規則第1条の4に規定するフレックスタイム制の基準については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 1日の勤務時間（規則第1条の3第1号及び規則第1条の4第2号に規定する時間をいう。） 4時から12時間までの間の時間
- (2) コアタイム（規則第1条の3第2号及び規則第1条の4第3号に規定する職員に共通する勤務時間をいう。） 午前10時から午後3時までの間の時間
- (3) フレキシブルタイム（規則第1条の3第3号及び規則第1条の4第4号に規定する始業の時刻及び終業の時刻をいう。） 午前7時から午後10時までの間の時刻

（毎日勤務者の週休日及び勤務時間）

第5条 所属長は、次に掲げる基準に従い、毎日勤務に従事する職員（以下「毎日勤務者」という。）の週休日及び勤務時間の割振りを行うものとする。

- (1) 割振り単位期間は、4週間（令和6年4月28日を初日とする4週間及びこれに引き続く4週間ごとの期間をいう。以下次条第1項第1号、第6条第1項第1号及び第6条の2第1項第1号において同じ。）とする。
- (2) 週休日は、当該期間内に8日を指定する。ただし、警察署当番（長崎県警察の警察署当番に関する訓令（令和3年長崎県警察本部訓令第25号）で定める警察署当番をいう。以下同じ。）に従事する職員については、7日から9日までを指定することができる。
- (3) 勤務時間を割り振る日は、引き続き12日を超えないものとする。
- (4) 勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。
- (5) 1回の勤務時間は、15時間30分を超えないものとする。
- (6) 警察署当番に従事する日は、中5日以上の間隔を置くものとする。

2 毎日勤務者の勤務時間帯は、次のとおりとする。

- (1) 日勤については、基本時間帯とする。ただし、交通部運転免許管理課については、午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分までを基本時間帯とみなす。
- (2) 警察署当番については、午前9時から翌日の午前9時までの時間帯に、所属長が15時間30分の勤務時間を割り振る。

3 所属長は、公務の運営上必要がある場合は、前項第1号の規定にかかわらず、原則として暦日の範囲内で基本時間帯と異なる連続する7時間45分の勤務時間（休憩時間を除く。）を定めることができる。ただし、交通部交通機動隊を除き、始業の時刻を午前5時前又は終業の時刻を午後10時後とするのは、1週間につき1回までとする。

4 所属長は、公務の運営上必要がある場合は、第2項第2号の規定にかかわらず、警務部長の承認を得て警察署当番の勤務時間帯を変更し、又は別に定めることができる。

5 警察本部所属において宿直勤務（長崎県警察の処務に関する訓令（平成12年長崎県警察本部訓令第28号）第4章第5節に規定する宿直勤務をいう。）に従事する職員の宿直日（宿直勤務開始日をいう。）及び宿直明け日（宿直勤務終了日をいう。）が勤務日である場合の勤務時間帯は、前項の規定にかかわらず、基本時間帯とする。

（毎日勤務に従事する短時間勤務職員の週休日及び勤務時間）

第5条の2 所属長は、次に掲げる基準に従い、毎日勤務に従事する短時間勤務

職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うものとする。

- (1) 割振り単位期間は、4週間とする。
- (2) 週休日は、当該期間内に育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い8日以上、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）にあつては8日以上を指定する。
- (3) 勤務時間を割り振る日は、引き続き12日を超えないものとする。
- (4) 1週間当たりの勤務時間は、育児短時間勤務職員等にあつては職員の育児休業等に関する条例（平成4年長崎県条例第3号。以下「育休条例」という。）第12条第1号に規定する時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては条例第2条第3項の規定により15時間30分から31時間までの範囲で別に定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては条例第2条第4項の規定により31時間までの範囲で別に定める時間とする。
- (5) 1回の勤務時間は、15時間30分を超えないものとする。

2 毎日勤務に従事する育児短時間勤務職員等の勤務時間帯は、次のとおりとする。

- (1) 当該育児短時間勤務等の内容に従い、原則として基本時間帯の範囲内で所属長が指定するものとする。ただし、これにより難しい場合には、所属長が別に指定することができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、警察署当番に従事する育児短時間勤務職員等の警察署当番の勤務時間帯は、当該育児短時間勤務等の内容に従い、第5条第2項第2号に規定する勤務時間帯の始業の時刻から終業の時刻までの範囲内で所属長が指定するものとする。

3 毎日勤務に従事する定年前再任用短時間勤務職員等の勤務時間帯は、次のとおりとする。

- (1) 原則として基本時間帯の範囲内で所属長が指定するものとする。ただし、公務の運営上必要がある場合は、所属長が別に指定することができる。
- (2) 前号の規定にかかわらず、警察署当番に従事する定年前再任用短時間勤務職員等の警察署当番の勤務時間帯は、第5条第2項第2号に規定する勤務時間帯の始業の時刻から終業の時刻までの範囲内で所属長が指定するものとする。

（交替制勤務者の週休日及び勤務時間）

第6条 所属長は、次に掲げる基準に従い、交替制勤務に従事する職員（以下「交替制勤務者」という。）の週休日及び勤務時間の割振りを行うものとする。

- (1) 割振り単位期間は、4週間とする。
- (2) 週休日は、当該期間内に8日を指定する。ただし、第4号に掲げる勤務時間に満たない場合又は超える場合は、7日から9日までを指定することができる。
- (3) 勤務時間を割り振る日は、引き続き12日を超えないものとする。
- (4) 勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。
- (5) 1回の勤務時間は、15時間30分を超えないものとする。

2 交替制勤務者の勤務時間帯は、次のとおりとする。

- (1) 日勤については、基本時間帯とする。
- (2) 当番については、午前9時から翌日の午前9時までの時間帯に、所属長が15時間30分の勤務時間を割り振る。ただし、地域部自動車警ら隊（長崎県警察の処務に関する訓令（平成12年長崎県警察本部訓令第28号）第7条に規定する応援派遣を命ぜられた者を除く。）については、午前10時から翌日の午前10時までの時間帯に割り振るものとする。
- 3 所属長は、公務の運営上必要がある場合は、前項第1号の規定にかかわらず、原則として暦日の範囲内で基本時間帯と異なる連続する7時間45分の勤務時間（休憩時間を除く。）を定めることができる。
- 4 所属長は、公務の運営上必要がある場合は、前項第2号の規定にかかわらず、警務部長の承認を得て当番の勤務時間帯を変更し、又は別に定めることができる。

（交替制勤務に従事する短時間勤務職員の週休日及び勤務時間）

第6条の2 所属長は、次に掲げる基準に従い、交替制勤務に従事する短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りを行うものとする。

- (1) 割振り単位期間は、4週間とする。
  - (2) 週休日は、当該期間内に育児短時間勤務職員等にあつては当該育児短時間勤務等の内容に従い8日以上、定年前再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上を指定する。
  - (3) 勤務時間を割り振る日は、引き続き12日を超えないものとする。
  - (4) 1週間当たりの勤務時間は、育児短時間勤務職員等にあつては育休条例第12条第2号に規定する時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては条例第2条第3項の規定により15時間30分から31時間までの範囲で別に定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては条例第2条第4項の規定により31時間までの範囲で別に定める時間とする。
  - (5) 1回の勤務時間は、15時間30分を超えないものとする。
- 2 交替制勤務に従事する育児短時間勤務職員等の勤務時間帯は、次のとおりとする。
    - (1) 日勤については、当該育児短時間勤務等の内容に従い、原則として基本時間帯の範囲内で所属長が指定するものとする。ただし、これにより難しい場合には、所属長が別に指定することができる。
    - (2) 当番については、当該育児短時間勤務等の内容に従い、第6条第2項第2号に規定する勤務時間帯の始業の時刻から終業の時刻までの範囲内で所属長が指定するものとする。
  - 3 交替制勤務に従事する定年前再任用短時間勤務職員等の勤務時間帯は、次のとおりとする。
    - (1) 日勤については、原則として基本時間帯の範囲内で所属長が指定するものとする。ただし、公務の運営上必要がある場合は、所属長が別に指定することができる。
    - (2) 当番については、第6条第2項第2号に規定する勤務時間帯の始業の時刻から終業の時刻までの範囲内で所属長が指定するものとする。  
（週休日及び勤務時間の割振り基準の承認申請）

第7条 所属長は、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条第1項及び前条第1項で規定する週休日及び勤務時間の割振り基準により難く、当該所属において割振り基準を別に定める必要がある場合には、長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）に申請しなければならない。

2 所属長は、前項の規定により定めた割振り基準について必要がなくなった場合には、速やかにその旨を本部長に報告するものとする。

（週休日及び勤務時間の割振りの通知）

第8条 所属長は、フレックスタイム制での勤務を申告する職員の条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振り又は同条第4項の規定による週休日の設定及び勤務時間の割振りを行った場合には、職員に対して割振り単位期間の初日の前日までにその内容を通知しなければならない。

2 所属長は、通常勤務に従事する定年前再任用短時間勤務職員等及び特別勤務者の週休日及び勤務時間の割振りを行った場合には、職員に対して割振り単位期間の初日の1週間前までにその内容を通知しなければならない。

（休憩時間）

第9条 通常勤務者の休憩時間は、午後0時から午後1時までの1時間とする。

ただし、所属長は、公務のため必要がある場合は、休憩時間を変更することができる。

2 前項の規定は、毎日勤務者の日勤の休憩時間について準用する。

3 警察署当番に従事する日の午前9時から翌日の午前9時までの時間帯における休憩時間は、8時間30分とし、所属長がその時間帯を定めるものとする。ただし、第5条第4項の規定により、警務部長の承認を得て警察署当番の勤務時間帯を変更し、又は別に定める場合においては、この限りでない。

4 前項の規定は、交替制勤務者の当番の休憩時間について準用する。この場合において、前項ただし書中「第5条第4項」とあるのは、「第6条第4項」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定は、交替制勤務者の日勤の休憩時間について準用する。

6 短時間勤務職員については、条例第6条の規定に基づくものとする。ただし、育児短時間勤務職員等を除き公務のため必要がある場合は、条例第6条の規定に基づき、所属長が別に定めるものとする。

（週休日の振替等）

第10条 所属長は、職員に週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、条例第5条の規定による週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行うものとする。

2 週休日の振替を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、週休日に変更される勤務日の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが公務上特に必要があると認められる場合には、この限りでない。

3 半日勤務時間の割振り変更を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、当該半日勤務時間の割振り変更が行われる職員の通常の勤務日の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯の範囲内において割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが公務上特

に必要であると認められる場合には、この限りでない。

4 通常勤務者の休日に割り振られている勤務時間については、週休日の振替等を行わないものとする。

5 第1項の規定による週休日の振替等を行う場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(代休日の指定)

第11条 所属長は、職員に休日に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、条例第9条第1項の規定による代休日の指定を行うものとする。この場合において、できる限り休日に勤務することを命ずると同時に行うものとする。

(勤務時間の変更)

第12条 所属長は、通常勤務者又は特別勤務者で、割り振られた1回当たりの勤務時間が基本時間帯であるものが、基本時間帯以外の時間帯において業務を処理する必要がある場合又は本人の希望により、所属長に対し申請した場合で、公務の運営に支障がないときは、勤務時間の変更（勤務時間を増減することなく、暦日の範囲内で始業の時刻及び終業の時刻を変更することをいう。以下同じ。）を命ずるものとする。

2 勤務時間の変更を行う場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(振替等を行う者)

第13条 週休日の振替等、代休日の指定及び勤務時間の変更を行う者（以下「振替等を行う者」という。）は、次の表の左欄に掲げる職員について、それぞれ右欄に掲げる者とする。

職 員 の 区 分	振 替 等 を 行 う 者
部 長 等	本 部 長
その他の職員	所 属 長

(勤務時間の分割)

第14条 所属長は、毎日勤務者で、割り振られた1回当たりの勤務時間が基本時間帯又は第5条第3項に規定する勤務時間帯（以下この条において「基本時間帯等」という。）であるものが、基本時間帯等以外の時間帯において業務を処理する必要がある場合で、公務の運営に支障がないときは、勤務時間の分割（基本時間帯等の勤務時間の一部を基本時間帯等以外の時間帯に割り振ることをいう。以下同じ。）を命ずるものとする。

2 前項の規定は、警察署当番に従事する職員が第5条第2項第2号に規定する勤務時間帯以外の時間帯において業務を処理する必要がある場合について準用する。

3 第12条第2項の規定は、勤務時間の分割について準用する。

(時間外勤務)

第15条 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、職員に条例第7条の2第2項に規定する勤務を命ずることができる。

(上限時間等に係る職員の区分)

第15条の2 時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限（以下「上限時間等」という。）に係る職員の区分は、1号職員（規則第4条の3第1項第1号に規定する職員をいう。）及び2号職員（規則第4条の3第1項第2号に規定する職員をいう。以下同じ。）とする。

（2号職員の指定等）

第15条の3 警察署の業務に従事する職員は、2号職員（短時間勤務職員その他所属長が必要と認める職員を除く。）とする。

- 2 警察本部所属の所属長は、業務の性質を検討の上必要に応じ、所属の職員を2号職員として指定することができる。
- 3 前項の場合において、所属長は、その状況を明らかにしておくとともに、速やかに当該指定を受けた職員に周知するものとする。
- 4 前項の規定は、前条に規定する職員の区分を変更する場合について準用する。  
（特例時間外勤務を命ずる場合の措置）

第15条の4 所属長は、職員に特例時間外勤務（上限時間等を超えて命ずる時間外勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、本部長に申請しなければならない。ただし、事態急迫のために申請することができないときは、事後において遅滞なく行うものとする。

- 2 所属長は、職員に特例時間外勤務を命ずる場合には、あらかじめ当該特例時間外勤務は規則第4条の3第2項の規定により同条第1項の規定の適用を受けないものであることを職員に通知するものとする。ただし、事態急迫その他やむを得ない事情のために通知することができないときは、事後において速やかに行うものとする。
- 3 所属長は、職員に特例時間外勤務を命じた場合には、翌年度の6月末日までに遅滞なく本部長に報告しなければならない。

（時間外勤務代休時間の指定）

第16条 所属長は、条例第7条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定を行う場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第17条 職員は、条例第7条の4に規定する育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の措置を受けようとする場合は、あらかじめ所属長に請求するものとする。

- 2 前項の規定による請求を行う場合、勤務時間帯等は、別表第2のうちから選択するものとする。
- 3 部長等が、前2項に基づく請求を行う場合は、本部長に対し行うものとする。

（修学等を行う職員の早出遅出勤務）

第18条 職員は、条例第7条の5に規定する修学等を行う職員の早出遅出勤務の措置を受けようとする場合は、あらかじめ所属長に請求するものとする。

- 2 前項の規定による請求を行う場合、勤務時間帯等は、別表第2のうちから選択するものとする。
- 3 第1項の規定による請求を受けた所属長は、公務の運営に支障があるときを除き、承認するものとする。
- 4 部長等が、第1項及び第2項に基づく請求を行う場合は、本部長に対し行うものとする。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第19条 職員は、条例第7条の6に規定する育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限措置を受けようとする場合は、あらかじめ所属長に請求するものとする。

2 部長等が、前項に基づく請求等を行う場合は、本部長に対し行うものとする。

(勤務時間等の特例)

第20条 第4条から第6条の2まで、第9条、第12条、第14条、第17条及び第18条の規定にかかわらず、公務の運営上の事情により必要な場合又は特別な事情を有する職員について適当と認める場合の勤務時間及び休憩時間は、本部長が別に定める。

(委任)

第21条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警務部長が定めるものとする。

附 則

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

2 長崎県警察職員の完全週休二日制の実施に関する訓令（平成6年長崎県警察本部訓令第13号）、特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割り振りに関する訓令（平成4年長崎県警察本部訓令第19号）、土曜閉庁方式による長崎県警察職員の4週6休制の実施に関する訓令（平成元年長崎県警察本部訓令第18号）及び長崎県警察職員の勤務を要しない時間の指定に関する訓令（昭和63年長崎県警察本部訓令第12号）は、廃止する。

附 則（平成14年長崎県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中警察署の宿日直に従事する一般職員に係る部分については、同年4月7日から施行する。

附 則（平成15年長崎県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成15年3月20日から施行する。ただし、第5条第1項第2号にただし書を加える改正規定、同条第2項の改正規定（警察署において宿直勤務に従事する職員の宿直日及び宿直明け日に係る部分に限る。）及び第9条第2項の改正規定（警察署において宿直勤務に従事する職員の宿直日及び宿直明け日に係る部分に限る。）は、同年4月6日から施行する。

附 則（平成16年長崎県警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成16年3月25日から施行する。

附 則（平成17年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成17年3月25日から施行する。

附 則（平成18年長崎県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成18年3月24日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（自動車警ら隊を加える部分に限る。）については、同年4月1日から施行する。

附 則（平成18年長崎県警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年長崎県警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年長崎県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年長崎県警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年長崎県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成23年2月18日から施行する。

附 則（平成23年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成23年4月19日から施行する。

附 則（平成24年長崎県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成24年3月23日から施行する。

附 則（平成25年長崎県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成25年3月25日から施行する。

附 則（平成26年長崎県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成26年3月24日から施行する。

附 則（平成28年長崎県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年2月22日から施行する。

附 則（平成28年長崎県警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成28年7月15日から施行する。

附 則（平成29年長崎県警察本部訓令第6号）

1 この訓令は、平成29年3月21日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の長崎県警察職員の勤務時間等に関する訓令（以下「旧訓令」という。）第13条の規定により作成されている別記様式第2号及び旧訓令第14条の規定により作成されている別記様式第3号は、この訓令による改正後の長崎県警察職員の勤務時間等に関する訓令第10条及び第11条の規定により作成した別記様式第2号とみなす。

附 則（平成30年長崎県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成30年3月23日から施行する。

附 則（平成31年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成31年3月22日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第16号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条第1項、第5条の2第1項、第6条第1項及び第6条の2第1項に規定する週休日及び勤務時間の割振り基準による週休日及び勤務時間の割振りは、同年5月31日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第23号）

この訓令は、令和2年7月26日から施行する。

附 則（令和3年長崎県警察本部訓令第11号）

この訓令は、令和3年3月19日から施行する。

附 則（令和3年長崎県警察本部訓令第27号）

この訓令は、令和4年1月9日から施行する。

附 則（令和4年長崎県警察本部訓令第7号）

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則（令和5年長崎県警察本部訓令第6号）

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。ただし、改正後の第4条の2第1項本文、同項第3号及び第2項、第4条の3第3項、第5条の2第1項第2号、同項第4号、第3項本文及び同項第2号、第6条の2第1項第2号及び同項第4号並びに第8条第2項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年長崎県警察本部訓令第9号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条第1項、第5条の2第1項、第6条第1項及び第6条の2第1項に規定する週休日及び勤務時間の割振り基準による週休日及び勤務時間の割振りは、同年4月28日から施行する。